

財政再建対策
平成18年度～22年度

財政再建 プラン

2007改訂版「集中改革プラン」
として

昨年策定した「集中改革プラン」を改訂し「財政再建対策 財政再建プラン」として公表します。改訂にあたり、平成18年度に取り組んだ財政再建対策の内容を整理し追記しました。

財政再建プランは、先に明らかにしていた新生しばた行財政改革大綱の考え方を基本とし、「どのような取組を」、「いつまでに」、「どれだけ実施するのか」を個別具体的に進化させるとともに、特別職や職員給与等のカット、議員報酬のカットなど緊急財源措置ともいえるべき内容も含んでいます。

「集中改革プラン」は、国が全国の自治体に策定を促した施策名称ですが、本町においては、財政再建対策として「財政再建プラン」の名称で取り組んだことから、今改訂版から施策名「財政再建対策 財政再建プラン」を使用します。

平成19年3月
柴田町

目次

■	財政再建プランについて	1
	1. 財政再建プランの考え方	
	2. 財政再建プランの実施方針	
	3. 計画期間	
	4. 財政再建プランの体系 参考) 財政再建対策の概要	
■	財政見通し	5
	1. 財政予測を行った際の主な前提条件	
	2. 年次別財政予測(平成18年度~27年度)	
■	主要な取り組み	8
	1. 定員管理の適正化	
	2. 給与等の適正化	
	3. 民間委託等の推進	
	4. 事務事業の再編整理、廃止統合	
■	財政再建プラン(47項目の実施工程)	16
	1. 財政再建プラン一覧	
	2. 主要プラン(19年度実施分)	
■	財政再建プラン実施評価(推計)	22
	1. 累積収支不足額の推移を予測すると	
	2. 財政再建プラン実施による財政効果額評価	
■	その他の取り組み	24
	1. 広域事業及び第3セクターの見直し	
	2. 協働のまちづくりの推進(住民や地域団体等と行政の役割の見直し)	
	3. 公正で透明な行政運営の推進	
	4. 職員の意識改革と人材育成	
	5. 組織・機構の見直し(政策立案型官庁への転換と組織の再編)	
	6. 行政評価システムの構築(簡素化、効率化による見直し成果の視点からの見直し)	
	7. 自立可能な財政構造の構築	
■	財政再建プランの推進体制	28
	1. 推進体制	
	2. 実施状況の公表	
	3. 効率的な予算編成システムの構築	
■	公営企業会計(水道事業)中期経営計画	29
	1. 経営策定趣旨	
	2. 事業運営の基本方針	
	3. 事業計画	
	4. 経営基盤強化への取り組み	
	5. 環境保全等への取り組み	
	6. 計画達成状況の公表	
■	資料編	33
	財政再建プラン策定までの経過	
	住民懇談会で使用した説明資料	
	その他の財政再建プラン(庁内の内部改革プラン)	

財政再建プランについて

1. 財政再建プランの考え方

柴田町では、これまでも数度の行財政改革施策を展開し、財政の健全化に努めてきましたが、平成18年度当初予算編成にあたり数億円の財源不足が明らかになったことにより、財政非常事態宣言を発し、22年度までを見通した「新生しばた行財政改革大綱」「集中改革プラン」を策定しました。併せて、財政再建に取り組む専門部署「財政再建対策担当」を設置し、18年4月から1年をかけて財政状況の再検証や再建策に取り組みました。

この取り組みは、その重大性から町挙げてのものとなり、町議会が設置した財政再建対策調査特別委員会や町民有識者による懇談会、また町内13カ所での町民懇談会など、財政再建に対する考え方について幅広く意見や考え方を聴取するとともに財政再建担当が素案として示した再建案の検証などに努めました。

その結果・成果として、新たに中期財政計画を見据えた財政再建プラン（47項目の実施策）をとりまとめましたが、その内容は、町民や地域社会に少なからずの負担を強いるものであり、これまでの行政サービスを根本的に見直さざるを得ないものになっています。

この財政再建プランは、「従来から行われてきた減量型改革には限界があること」「行政機構や機能の改革、議会の改革、そして住民の意識改革など、自治体そのもののあり方を変える必要があること」「自立した地域社会の構築に向けた住民との協働という新しい方向性を目指さなければならないこと」などを踏まえました。

《改訂版「集中改革プラン」として》

今回公表する財政再建プランは、18年3月に策定した「集中改革プラン」の改訂版として明らかにするものです。集中改革プランは、国の「新たな地方行財政改革の指針」で示された定員適正化、給与の適正化をはじめ、民間委託の推進など、数量的な見直し削減メニューが主体となっており、理念や内容をみれば、18年度柴田町が取り組んだ財政再建プランとほぼ同義のものといえます。

改訂にあたり内容を大きく進化させました。財政再建対策としていくつかの緊急財源対策を加え、集中改革プランでは検討や計画としていたさまざまな事案を工程として明らかにしました。また、数量的な評価（財政効果）を書き加え、実施後の財政推計等も行いました。

2. 財政再建プランの実施方針

柴田町の平成18年度一般会計の予算規模は約106億円です。今年度の決算を予測すると、わずかながら黒字になる見通しです。ただし、今年度の予算は、土地の売却や町の貯金である財政調整基金を取り崩し財源を確保したもので、実質的な収支は昨年度に引き続いて赤字となります。

今後、借金の償還が毎年度17～18億円規模となっていることから、このままの財政運営を続けると22年度までの収支見込みでは、累計で約20億円に近い赤字が予想されます。現在、町にこの赤字を埋め合わせる余裕財源はなく、夕張市のような赤字再建団体に陥らせないための対応が急務になっています。財政再建プランは、その対応策として位置付けするものであり、以下の3点を実施方針とします。

1) 行政サービス水準の持続を前提に

財政の立て直しのための対策とはいえ、高齢者施策や社会保障施策、住民の安全を守るための施策、教育環境の維持など、町民の生活を維持するサービスはむやみに削減するわけにはいきません。町が必要とする経常的な費用を算出すると、毎年、100億円に近い予算が必要となります。財政再建プランは、皆さんに負担を強いる内容を多く含んでいますが、現在の生活水準の持続を前提に組み立てています。

2) 三つの柱で構成する「財政再建プラン」

財政再建プランは、その実施目的で「緊急財源対策」「財政構造改革」「行政サービスの見直し」に区分しています。

【緊急財源対策】

懸念される財政破綻を回避するため、緊急に財源を確保すべき対策であり、臨時的な措置・施策が中心となります。

【財政構造改革】

町税の収入率向上や事業の見直しなど、歳入と歳出の両面から収支不足の解消に取り組むものです。役場（行政）の内部努力に主眼を置きます。

【行政サービスの見直し】

住民の理解を得ながら、サービス水準や受益者負担の見直しを実施していくものです。「行政が責務として行う事業」「住民と行政が協働して行う事業」「住民が主体となって対応すべき事業」「民間で対応可能な事業」というように、現在の行政サービスを公共性（行政関与の必要性）の観点から分類し、今後のあり方「住民と行政の役割分担」を整理していきます。

3) 前期5年は緊急財源対策で

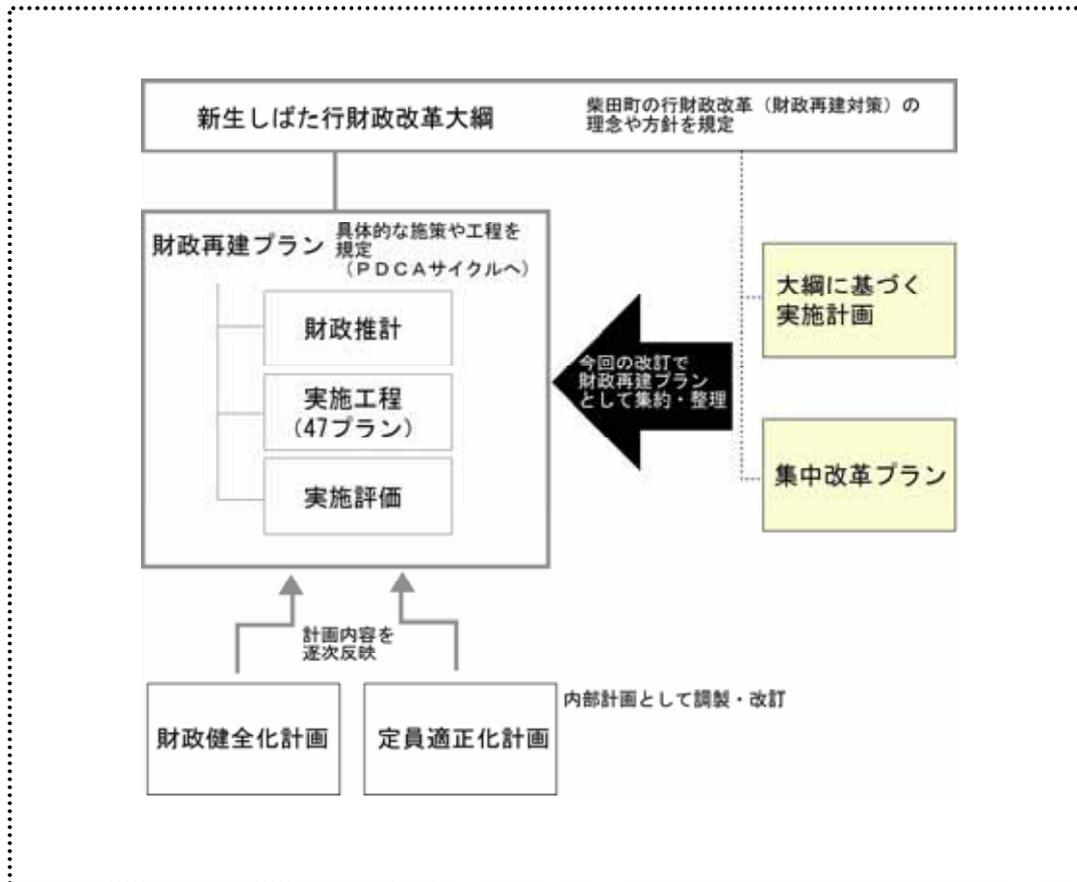
再建プランは、約10年をかけて町の財政の健全化を図るものですが、特に前期5年（18～22年度）は、19～20億円の財源不足が想定されていることから、確実な財源確保を図るため即効性のある「緊急財源対策」を中心に計画しています。「特別職・職員給与等のカット」「議員・非常勤特別職の報酬等カット」「土地等遊休資産の売却」などがあたります。

3. 計画期間

財政再建プランの計画期間は、平成18年度から平成22年までとし（実質5年間）、その間に計画、準備し、実施する項目を計上します。ただし、財政推計や評価は平成27年までの10年間を見通しました。

4 . 財政再建プランの体系

新生しばた行財政改革大綱と財政再建プラン（集中改革プラン）は、次のような体系として整理します。



町の財政の状況

- ・町の全会計を合計すれば 300 億円を超える地方債(借金)残高
- ・公債費(借金返済)が 25 年度まで高水準(17 億円程度)
- ・中長期的な財政見通しでは、22 年度までに約 19~20 億円の財源不足が生ずる見込み
- ・実質的な経常的な収支が 100%を超え危険域に達している

財政悪化の要因

- ・長期的視点に立った財政運営が行われてこなかったこと
- ・町税収の落ち込み(H14 と 17 年度の比較では、約 3 億円の減)
- ・三位一体改革等による地方交付税、国庫や県交付金の減少
- ・H 8 年度以降の大型投資事業(普通建設事業)による地方債の増大
- ・中核病院への新たな負担金(毎年約 4 億円)
- ・仙台大学への寄付 H14~23 年度で 8 億 2,000 万円

財政再建対策の基本方針

【計画期間】 H18 年度から 22 年度までの 5 ヶ年

【目標】 財政再建団体への転落の回避
計画期間内での財政状況の改善(後期 H23~27 年度は収支均衡状態に)
行政のスリム化・コスト縮減

【具体的な取り組み】
投資抑制(新規事業抑制)による地方債残高の圧縮
人件費抑制(職員適正化計画に示す職員数 70 人減の早期実現)
財政再建プラン 47 項目の実施と進行管理

財政再建プランの構成

安定した地域経営を可能とする新たな柴田町の実現のために

- ・施策の転換・事務事業の見直し
- ・歳入確保 受益者負担の見直し、使用料手数料の見直し、町有資産の活用
- ・歳出抑制 人件費の抑制、補助制度の見直し
財政破綻回避のための緊急財源対策
- ・3 カ年の給与・報酬カットによる財源確保
- ・土地等遊休資産の売却
- ・新規職員不補充
- ・勧奨退職制度による人件費の抑制

《財政状況改善のためのこれまでの取り組み》

財政状況の改善のために、歳出全般にわたる経費削減や事務事業の見直し、前年比マイナスとする予算編成などさまざまな改善に取り組みましたが、財政状況の好転までには至りませんでした。

- ・緊縮型予算の編成
- ・経費削減(4 役給料・議員報酬カット、各種手当の削減、交際費の縮減、旅費支給の見直し)
- ・議員定数、職員定数の削減
- ・町有地の売却
- ・事務事業、行政機構の見直し
- ・補助金削減
- ・地方債借り換えによる負担の平準化

財政見通し

平成 17 年度の決算状況と 18 年度決算予測を基本とし、三位一体改革や税制改正の影響、過去の経費の伸び率などを考慮し財政予測を行いました。この結果、約 19～20 億円の財源不足が見込まれました。

1. 財政予測を行った際の主な前提条件

【歳入】	
町税	平成 19 年度以降は、所得税の税源移譲（2 億 9,600 万円）及び定率減税（7,000 万円程度）の廃止による住民税の増加。固定資産税は 3 年ごとの評価替えに伴う減額（5%減）。今後、団塊の世代の大量退職により、中高所得層が減少し、住民税の減収が考えられる。法人とたばこ税以外は賦課実績による。
地方譲与税	18 年度は、地財計画の自動車重量税 1.6%、地方道路譲与税 1.2%増。19 年度以降は同額を計上
所得譲与税	19 年度以降は、税源移譲により廃止される。交付税の本算定をベースに
利子割・配当・株式譲渡等・地方消費・ゴルフ・自動車取得・基地交付金	自動車取得は 17 年度決算、他は 18 年度当初ベースで計上
地方特例交付金	恒久減税分の 18 年度は国のたばこ税の一部移譲による減と、法人税の交付税への算入率を 35.8%に引上げ、18 年度に限り、児童手当拡充分の 1/2 を児童数を基に加算、これらを地財計画では差引 46.2%。19 年度は、18 年度の 51.0%、20 年度は 19 年度の 50.0%としている。21 年度以降は廃止。児童手当拡充分は交付税本算をベース。その後決定による額を計上。
地方交付税	地財計画（総額で 6.2%）から、18 年度は下記の通りで、19 年度から 21 年度までは税源移譲の緩和のため、徐々に削減される。今後「骨太の方針」により、大幅な改正が予定されている。
普通交付税	18 年度は本算定による額を計上した。19 年度から 21 年度までは毎年 3,000 万円の減、22 年度は臨時財政対策債が終了すると想定し 1,000 万円の増、23 年度以降は 22 年度の 5%とした。
特別交付税	18 年度は地方財政計画で 5.9%。19 年度以降は 18 年度当初ベースで計上
分担金・負担金 使用料・手数料	19 年度以降は、18 年度当初予算を計上。18 年度で対前年比で 2,000 万円はケアプラン計画手数料が介護保険会計へ移行したため
国・県支出金	18 年度当初予算から一般財源化されたもの及び水球プール分を除き、また、19 年度以降は同額を計上。地財計画では、18 年度の国庫については前年度比 8.3%としている。他の補助金等は、国や県の財政上が悪化しており、その額が減少するものと思われる。19～21 年度の確定事業（国県補助事業）分を考慮した。
財産収入・寄付金 繰入金・繰越金	19 年度以降は、18 年度当初予算の基金等の繰入金（403,351 千円）と、繰越金（60,000 千円）を除き計上。
諸収入	18 年度は「えずこ」出資金（34,133 千円）返還を、19 年度以降は 18 年度当初ベースで計上
地方債	18 年度は、地方債計画総額では前年度比 11.8%。19～21 年度の確定事業（起債が必要な事業）分を考慮した。

臨時財政対策債	19年度以降は、臨時財政対策債3億9,000万円を21年度まで計上
減税補てん債	18年度は、恒久減税分の一部を対象するが、地方債計画で前年度比 19.0%。 19年度は全廃
【歳出】	
人件費	19年度以降は定員適正化計画に基づき計上
物件費	職員の減に伴い、保育士の非常勤職員・臨時職員の増加を想定し、賃金を21年度以降、職員1人当たり100万円を計上。H19以降の町長・町議選挙費用を計上。新戸籍システム開発委託、公民館・体育館等の管理賃金を追加計上
維持補修費	18年度決算予測は、道路修繕、小・中学校校舎等や福祉・社会教育施設の老朽化に伴い、突発的な修繕が予想されるため、過去の決算を基に、1,720万円を加え、3,000万円を計上。19年度以降も同等とした。
扶助費	18年度は、当初予算額ベースに児童手当の拡充を加算し、19年度以降は前年度の1%増加を毎年見込み計上しているが、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月)」では、18年度対27年度比で41%の伸びとなり増加が予想される。
補助費等	仙南広域負担金は、当該組合から中期財政計画を基に、病院組合については、18～21年度までは18年8月現在の病院組合による計画を計上。その後22～27年度までは当組合の18年度予算書から推計(21年度に医療機器更新として起債借入償還額を加えて見込み計上)。仙台大学の寄付は実額ベースを計上。阿武隈急行負担割合の変更による増(軌道整備及び車両購入の負担発生する)。他は17年度最終予算ベースで計上。その他で18年度のみ補助2,000万円。知的障害授産施設整備は、19年度以降減額
投資的経費 普通建設事業費	18年度は、新栄通19年度事業2億3,000万円を前倒しで加算し、19年度以降は、土地改良事業負担金、みちのく公園負担金及び単独事業に債務負担行為の土地購入のみの償還額を計上。確定事業分として次の事業負担を計上〔19年度/新栄通線工事関連、家屋沈下補償工事、四日市場排水機場建設負担・維持管理〕〔20・21年度/富沢11号線工事〕〔21年度/集会所建設と鷲沼地区排水路関連調査〕〔20.21年度/まちづくり交付金事業〕〔19.20年度/二本杉町営住宅関連事業〕
公債費	16年度決算に、17年度借入分の償還額を計上。18年度以降の償還額の見込み分は次のとおり〔繰越事業である保育所建設分〕〔臨時財政対策債について21年度まで延長〕〔追加事業(19年度/新栄通、21年度/集会所、20・21年度/富沢11号線)〕
積立金 投資及び出資金 貸付金	18年度当初予算ベースを計上
繰出金	下水道分は、18年度の当初予算を27年度まで計上。国保会計については、保険基盤安定分、財政支援分などの交付税措置されたルール分。老人保健は老人保健法に基づくルール分。介護保険はルール分。それぞれ18年度当初予算でカットされているルール分を国保5,300万円・老人7,000万円・介護3,000万円、合計1億5,300万円を措置。19年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」から、医療費が23年度で1.16倍・介護が1.32倍、27年度で1.34倍・介護が1.58倍とした。

2. 年次別財政予測(平成18年度～27年度)

この財政予測は、すべて普通会計の決算ベースで推計したものです。
平成18年度は18年12月現計予算ベースで決算見込みを推計しています。
また、19年度については、当初予算額とは一致していません。

【歳入】

単位：百万円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
町税	4,045	4,444	4,467	4,350	4,381	4,404	4,290	4,321	4,343	4,232
譲与税・交付金	1,073	723	702	682	682	682	682	682	682	682
地方交付税	2,437	2,407	2,377	2,347	2,356	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245
使用料・手数料・ 分担金・負担金	338	338	338	338	338	338	338	338	338	338
国・県支出金	1,079	762	754	778	722	722	722	722	722	722
地方債	961	470	534	581	43					
その他	995	316	317	315	318	316	317	316	316	316
歳入合計	10,928	9,460	9,489	9,391	8,840	8,707	8,594	8,624	8,646	8,535

【歳出】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	2,698	2,671	2,616	2,585	2,554	2,476	2,445	2,375	2,297	2,227
扶助費	680	687	694	701	708	715	722	729	736	744
公債費	1,710	1,754	1,731	1,721	1,750	1,579	1,711	1,802	972	820
物件費・維持補修 費	1,291	1,354	1,367	1,379	1,381	1,372	1,363	1,366	1,367	1,359
補助費等	1,618	1,686	1,525	1,515	1,586	1,353	1,254	1,165	1,158	1,146
普通建設事業費	1,347	403	331	384	148	96	88	78	54	35
繰出金	1,329	1,358	1,387	1,416	1,445	1,475	1,503	1,531	1,559	1,615
その他	183	82	84	83	84	81	82	82	83	83
歳出合計	10,856	9,995	9,735	9,784	9,656	9,147	9,168	9,128	8,226	8,029

【収支：財源不足額】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年次毎	72	535	246	393	816	440	574	504	420	506
5年毎計	1,918					592				
10年計	2,510									

主要な取り組み

本節では、財政再建対策に関わる主要事項について下敷きとすべき考え方や具体的な取り組みを整理します。次の4項目になります。

1. 定員管理の適正化
2. 給与等の適正化
3. 民間委託等の推進
4. 事務事業の再編整理、廃止統合

財政再建プランの実施案47項目は、この考え方を尊重しながら財政状況の改善に主眼を置き策定した実施工程です。次節で詳説します。

1. 職員定員管理の適正化

今回、新たに平成17年4月1日の職員数を基準に、平成18年4月1日から平成22年4月1日の職員数を計画する「第4次定員適正化計画」を明らかにしました。高い水準にある人件費比率を改善するとともに、これからのまちづくりにおいて重要な行政資源となる職員の適正な確保を図るために、定員管理の適正化を図っていきます。

1) 基本的な考え方

第4次定員適正化計画策定の経緯と主旨

昭和60年から3次にわたり定員適正化に取り組み、第3次計画終期「平成17年度」において、38人の職員削減(昭和60年度比)を達成しています。平成22年度を目標とする「第4次定員適正化計画」では、更に27人の職員数の削減を計画します。(平成17年4月1日現在の339人(教育長を含む)を基準とする数値)また、団塊の世代の大量退職による補充についても配慮し、将来の職員の年齢構成是正にも努めるものとします。

計画期間

平成18年(2006年)4月1日から平成22年(2010年)4月1日まで

定員適正化の方針

職員適正化の考え方

住民サービスと職員の関わりについて、事務量と適正規模に留意し、職員数の逡減を図りつつ、望ましい職員構成に努めます。

・事務の統廃合による効率化、アウトソーシングの推進、指定管理者制度の活用や地域協働の推進など民間活力の活用等による削減を積極的に推進します。

・全国的な少子化傾向により保育所・児童館等の園児数が減少しているが、長時間保育、乳児保育の希望が増加傾向にあるため、保育所の公設民営化の導入や非常勤・臨時保育士等の活用にも努め削減を積極的に推進します。

・給食センター、車両センターや車庫業務等の単純労務職員については、民間委託や臨時・非常

勤職員により対応し削減を図るものとします。

勸奨退職制度の活用

勸奨退職制度を堅持し、職員の周知に努め、制度の活用を一層推進します。

非常勤・臨時職員の活用

常勤職員の配置まで必要とされない業務、緊急または臨時的な業務については、積極的に非常勤職員または臨時職員の活用を図ります。

2) 第4次定員適正化計画(平成18年4月1日～平成22年4月1日)

- ・増減数は、平成17年4月1日現在の339人(教育長を含む)を基準とする
- ・今後5年間で27人(全体の8.0%)を削減

年次別計画(目標職員数)

(単位:人)

部門	区分	18年度 (18.4.1)	19年度 (19.4.1)	20年度 (20.4.1)	21年度 (21.4.1)	22年度 (22.4.1)	計
一般行政	増減	5	1	6	3	4	19
	職員数	236	235	229	226	222	222
特別行政	増減	6		1			7
	職員数	55	55	54	54	54	54
公営企業 等会計	増減				1		1
	職員数	37	37	37	36	36	36
計	増減	11	1	7	4	4	27
	職員数	328	327	320	316	312	312

特別行政・・・教育委員会を指します。

公営企業等会計・・・水道事業、公共下水道事業・国民健康保険事業・老人保健・介護保険の会計を指します。

職種別計画

(単位:人)

区分	18年度 (18.4.1)	19年度 (19.4.1)	20年度 (20.4.1)	21年度 (21.4.1)	22年度 (22.4.1)
一般行政職	222	222	217	214	212
保健・栄養士等職	15	15	15	15	15
保育士等職	59	59	59	58	56
技能労務職	32	31	29	29	29

年次別退職見込者及び採用予定者数

(単位:人)

区分	18年度 (18.4.1)	19年度 (19.4.1)	20年度 (20.4.1)	21年度 (21.4.1)	22年度 (22.4.1)	計	
退職 見込者数	前年度中	14	2	9	7	6	38
	累計	14	16	25	32	38	
採用 予定者数	本年度中	3	1	2	3	2	11
	累計	3	4	6	9	11	

2. 給与等の適正化

本町では、行政改革に取り組む中で、職員給与の適正化を図ってきました。しかしながら、昨今の厳しい財政状況や社会経済状況の変化の中で、税金を原資とする公務員の給与制度については、町民の納得と支持の得られる給与体系、制度運用、水準の適正化などが強く求められていることから、国における給与制度改革を見据えつつ、県、近隣各市町の実態、経済情勢、及び本町の財政状況を勘案し、更なる給与水準の是正や給与制度及びその運用の適正化を推進していきます。

財政再建プランとして計画する「職員給与等のカット(19～20年度):緊急財源対策」については、次節で詳説します。

1) 17年度までの主な給与適正化の取り組み

(単位:千円)

取組年度	取組内容	削減効果額
平成13年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費県内日当を1/2に ・特殊勤務手当について国公非準拠のものを廃止 ・管理職手当について国公を上回る分是正 ・職員互助会等への補助廃止 	4,000/年 2,321/年 1,510/年 2,500/年
平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の県内日当、滞在費の廃止 ・特殊勤務手当(税務・清掃業務等)の見直し ・職員の弔慰金掛金を廃止 	3,198/年 1,952/年 1,650/年
平成17年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・20年勤続職員の退職時1号俸特別昇給を廃止 	17年度は 13人該当 3,900/年

2) 平成18年から22年までの取り組み(人事院勧告に伴う「給与構造改革」)

【給与構造改革の概要】

平成17年度人事院勧告において示された、俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行おうとする取り組みで、特に、地域ごとの公務員給与のあり方等を踏まえた見直しを行うもの。

具体的には、民間賃金の低い地域を考慮して、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げるとともに、民間賃金が高い地域には、3%から最高18%の地域手当を新設すること、現行の号俸を4分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入すること等の改革を行うもの。

給与構造改革の理念に沿い、本町が取り組む主な内容を以下に示します。平成18年度から段階的に導入し、平成22年度までに完成することとしています。

行政職給料表(一般行政職)の見直し

地域別の官民較差の3年平均値を参考として、給料表の水準を全体として平均4.8%引下げ若手の係員層については引下げを行わず、中高年齢層について7%引き下げ
 現行の1級・2級(係員)、4級・5級(係長)をそれぞれ統合
 現行の号俸を4分割

初号俸の号俸をカット
 最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、号俸を増設
 枠外昇給制度を廃止
 中途採用者の初任給決定の制限、昇格時の号俸決定方法について見直し
 行政職給料表（単労職）についても同様な見直し（3級・4級を統合）
 55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置の導入
 管理職手当の定額化へ（現在、定率制）

勤務成績に基づく昇給制度の導入

- ・年4回の昇給時期を年1回（1月1日）に統一〔経過措置有〕
- ・55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制

【昇級号俸：行政職給料表（一般行政職）】

		管理職層以外	管理職層
A	極めて良好	8号俸以上	分布率設定
B	特に良好	6号俸	
C	良好	4号俸	3号俸（標準）
D	やや良好ではない	2号俸	判断基準を別設定
E	良好ではない	昇給なし	

勤勉手当の実績反映拡大

査定原資の増額により
 「特に優秀」「優秀」「良好…標準」「良好未満」
 の成績区分に係る人員分布率を設定

実施スケジュール

新給料表は平成18年4月1日から適用
 新昇給制度は平成18年4月1日から実施
 新制度による最初の昇給は平成19年1月1日
 勤勉手当の勤務実績反映の拡大は平成18年6月期から実施
 昇格運用については平成19年4月1日から実施

経過措置

- ・ 新月額給料(A) < H18.3.31 月額給料(B)
 (A)が(B)に達するまで（期限なし）、「(B) - (A) = 差額」を(A)に加えた額を月額給料とする
- ・ 平成18年度から21年度までの間は、昇給幅を1号俸抑制する

給与構造改革後の給料水準（平均）

労務職		1.1%程度
行政職1～2級	主事・技師級	影響なし
行政職3級	主査・主任主査級	3.2%程度
行政職4・5級	課長補佐・専門監級	6%程度
行政職6級	課長級	7%程度

3 . 民間委託等の推進

本町は、これまでも清掃、警備、保守点検業務などの公共施設の管理業務や、ごみ収集運搬業務などについて民間委託を実施し、民間活力を活用した効率的、効果的な行政運営に努めてきました。

長期に渡る景気低迷の影響による町税収入の落ち込みなどにより、本町の財政状況は依然として厳しい状況にあります。このような状況下でも、多様化、高度化する町民ニーズへの対応、少子高齢社会の到来や環境問題、安全・安心への要求の高まりなど、社会状況の変化に適切に対応するために、行政サービスを提供する方法を更に効率化していくとともに、行政需要に対応できる財政基盤を確立することが必要です。国においては、「小さくて効率的な政府」の実現に向け、民間主導による持続的、安定的な経済成長の実現を目指し、「国から地方へ」、「官から民へ」の基本的な考え方のもとに規制緩和、構造改革が進められています。

民間においても様々なサービス産業が発展し、これまで行政のみが直接担ってきた行政サービスの提供についても、民間に委ねることが可能な環境が整ってきました。

このようなことから、本町では、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、行政と民間の役割を改めて見直すことにより行政がこれまで行ってきた事務事業を総点検した上で、民間活力を活かした行政運営を進めて行くこととします。

1) 民間活力導入の基本的な考え方

本町が実施している事務事業や施設の管理運営について、効率性（コスト縮減）専門性、行政責任の確保等の観点等を踏まえつつ、町民サービスの向上を目指して、民間活力の導入を積極的かつ計画的に推進していくこととします。

その際、行政自らが事務事業を行うよりも、専門的な技術や知識を持つ民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる場合や、より地域に密着したNPO、ボランティア団体などの町民活動団体が実施することにより協働や住民参加などの施策目的が達成され町民サービスが向上する場合には、積極的にこれらの民間活力を活用した行政運営を推進していくこととします。

民間活力の導入の推進にあたっては、国の規制緩和や制度改正の動向等を踏まえ、中長期的な視点にたった検討を行い、行政と民間の役割を見直しつつ、町民の意見を尊重しながら、民間活力の導入準備が整ったものから順次取り組んでいくこととし、その際、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、別に定める「第4次定員適正化計画」との整合性を図りつつ計画的な民間活力の導入を推進していくこととします。

2) 公の施設についての取組目標

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供する施設のことを言います。集会所、コミュニティ施設、スポーツ施設、福祉センター、保育所などがこれにあたります。一方、住民の利用に供することが目的ではない、庁舎や給食センターなどは町が所有する施設ですが、公の施設ではありません。本町には、これら公の施設が142施設あります。

(ただし、個別法の規定により、現状では指定管理者制度へ移行することができない施設は除く。)

指定管理者制度 … 公の施設の管理にあたり、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的として平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。

施設の種類	施設数	主な施設
レクリエーション・スポーツ施設	12	太陽の村、農村公園(3)、テニスコート、運動場(4)、体育館(3)
産業振興施設	2	コミュニティプラザ(2)
基盤施設	48	都市公園(40)、駐輪場(4)、駐車場(4)

医療・社会福祉施設	21	保健センター、地域福祉センター、保育所（3） 母子生活支援施設山下荘 児童館（6） 心身障害者通所援護施設（もみの木園） 老人憩いの家羽山荘 サービスセンター（2）、心身障害児通園施設（むつみ学園） しらさぎ共同作業所、在宅介護支援センター（3）
文教施設	50	生涯学習センター（3）、公民館（3）、しばたの郷土館、集会所（38） 農村環境改善センター、勤労青少年ホーム、農業構造改善センター（2） 幼稚園
その他	9	町営住宅（9）

これらの公の施設については、直営（一部業務委託を含む）あるいは指定管理者制度による管理を行うこととなります。本町では、毎年、施設管理の在り方について、点検、見直しを行い、管理コストを削減したうえで、利用者の皆様が満足いくサービスを提供することを目指していきます。

指定管理者制度導入施設

平成 15 年度の地方自治法改正により新たに創設された「指定管理者制度」を積極的に活用することにより、多様化する町民ニーズに効果的、効率的に対応し、町民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図っていきます。

18年4月1日から指定管理者制度に移行した施設

施設名	概要
太陽の村	管理委託制度の廃止により、指定管理者制度に移行
農村公園	管理委託制度の廃止により、入間田、成田、富上の 3 つの農村公園を指定管理者制度に移行
駐車場・駐輪場	管理委託制度の廃止により、船岡駅、槻木駅に併設する 8 つの駐輪場・駐車場施設を指定管理者制度に移行
サービスセンター	管理委託制度の廃止により、サービスセンター「さくら苑」と「まごころホーム」を指定管理者制度に移行
集会所	管理委託制度の廃止により、町内 38 の集会所を指定管理者制度に移行
新農業構造改善センター	管理委託制度の廃止により、上川名、葉坂の 2 つの新農業改善センター施設を指定管理者制度に移行

19年度以降に指定管理者制度に移行を計画する施設

施設名	概要
テニスコート 運動場 体育館	民間のノウハウの活用、利用者サービスの向上などの効果が見込まれることから、館山テニスコート、総合運動場、阿武隈運動場、町民・船岡・槻木体育館など 8 施設を、20 年度を目標に指定管理者制度に移行

都市公園(40)	街区公園については、公園愛護団体等が、除草及び清掃等の活動を実施しているところもあり、今後は公園種別毎に、指定管理者制度とアドプト制度の導入を併せて検討し、実施可能な施設から取り組む
地域福祉センター	地域福祉センター内に併設するサービスセンター(まごころ)が18年度から指定管理者制度に移行することから、効率的な施設の管理運営を進めるため、次回指定の21年度に向けて課題を整理し、指定管理者制度に移行
心身障害者通所援護施設(もみの木園)	効率的な施設の管理運営を進めるため、21年度に向けて課題を整理し、指定管理者制度に移行
公民館 農村環境改善センター	生涯学習センター地区館として位置付ける船岡・西住・船迫公民館と農村環境改善センターについては、地元の協議会を育成し、21年度を目標に課題などを整理し、指定管理者制度に移行
アドプト制度	… 地元企業や住民の皆さんが、地元の道路や公園のような公共物を自分たちの養子とみなし、定期的に清掃活動を行う、アメリカ生まれのボランティア制度

その他の公の施設

また現在、別途検討を進めている、保育所、幼稚園、保健センター、町営住宅などの民営化や民間活力導入については、早期に結論を導き、前向きに取り組んでいきます。

3) 公の施設以外の施設についての取組目標

公の施設以外の公共施設の管理運営についても、民間活力の活用により町民サービスの向上が見込まれるか、あるいは管理運営に係るコストの官民の比較など多角的な検討を行い、また、定員管理の状況等を考慮した中で、町民への説明責任を果たしつつ民間活力導入を進めていきます。

施設名	概要
学校給食センター	小・中学校における学校給食の調理業務(調理、給食配送・回収、施設設備の清掃など)を民間委託により実施

4. 事務事業の再編整理、廃止統合

限られた財源の中で、多様化、複雑化する町民ニーズや新しい行政課題に対応していくためには、現在実施している事務事業の内容を点検し、経費に対して効果が薄いもの、時代にそぐわないものは、廃止・縮小などの見直しを行います。新規事業を行う場合や事業を拡大する場合などは、既存の事業の廃止・縮小を行うことを原則とする「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底します。

その際、「最少の経費で最良のサービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するために、コスト管理と効率化を徹底していきます。さらに、行政が直接担うべきサービスの範囲や成果の評価、身の丈にあったサービス水準の検討結果などを踏まえるとともに、行政評価の結果を有効に活用しな

がら、常に事務事業の見直しを推進していきます。

その際、作業経過の情報公開を行っていくことはもとより、広報紙での周知やパブリックコメントの実施など、町民の皆様からの、ご意見・ご提案をいただきながら改革・見直しを推進していくこととします。

パブリックコメント ... 行政が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く住民から意見や情報を聴取する機会を設け、行政は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度

財政再建プラン（４７項目の実施工程）

財政再建プラン一覧

財政効果額（推計）と実施年次（財政効果発現年次）を表しています。

《 〃 の表記が財政効果額の発現年次》

財政効果額の単位：百万円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額合計(推計)		269	375	585	318	257	257	257	257	257

1. 人件費の抑制

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)		160	176	173	107	46	46	46	46	46
1 行政区長 業務及び報酬の見直し										
2 助役、収入役制度の見直し 収入役を設置せず										
3 特別職等給与、職員給与等 のカット(19年度から21年度 までの3年間実施)										
4 非常勤特別職の報酬カット (19年度から21年度までの3 年間実施)										
5 職員定数の適正化(再建期 間不補充と職員勧奨退職制 度による早期退職)										
6 交通指導隊、防犯実動隊 機構再編と報酬の見直し										
7 町立第一幼稚園 園長の校長兼務化										
8 社会教育指導員 設置見直し										
9 議会改革(報酬のカット、定員 数見直し等)										

2. 事務事業の整理合理化

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)		12	14	14	14	14	14	14	14	14
10 槻木事務所の見直し(現施設 の廃止と槻木生涯学習セン ターへの機能移設)										
11 戸籍の電算化(槻木事務所 機能移設を含む窓口業務合 理化対策)										
12 羽山荘 施設の廃止と機能移転										
13 幼児保育型児童館の廃止と 幼稚園化 (三名生、西住、柴田の3児 童館)										

14	羽山児童館廃止 (船迫児童館への統合)										
15	農業委員会の見直し										
16	駅改札業務委託の見直し										
17	生涯学習課主催行事 さくらマラソン事業休止										
18	生涯学習課主催・共催行事 (成人式、町民レク、ウォーキング、仙台大スポーツフェスティバルの見直し)										
19	西住公民館、船迫公民館、改善センター、体育館、野球場等の管理委託(直営委託または指定管理者制度導入)										
20	勤労青少年ホームの廃止										
21	車庫業務 車両台数、管理事務の見直し										
22	行政機構・職制等の改善・事務経費の縮減等										

3. 負担金・補助金の見直し

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)			27	45	45	45	45	45	45	45	45
23	行政区への補助を統合して 交付(仮称)地域総合補助制度										
24	防犯灯・街路灯整備 整備手法の変更(地区への補助制度)										
25	営農事務・事業 JAへの業務移管(総合補助)										
26	観光事業・施策の転換 「菊の祭典」事業休止による補助金削減										
27	観光事業・施策の転換 観光協会の見直しによる補助金削減										
28	各種補助金 ゼロベースからの見直し										
29	社会福祉協議会への補助見直し										
30	敬老祝金の見直し										
31	商工会への補助見直し										
32	シルバー人材センターへの補助見直し										

4. 繰出金の抑制

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)			50	50	50	50	50	50	50	50	50
33	下水道特別会計への繰出金削減(下水道使用料改定による下水道特別会計の健全化)										

5. 税収の確保

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)			0	0	13	13	13	13	13	13	13
34	町税収の確保(滞納に対する制限措置条例の創設、収納率の改善)										
35	地籍調査事業 地籍調査面積の課税反映										

6. 使用料・手数料の見直し

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)			16	86	86	85	85	85	85	85	85
36	住民票、各種証明等の手数料の見直し										
37	ゴミ処理の有料化										
38	児童館(幼児保育型)の使用料見直し										
39	児童クラブ使用料の創設 (槻木児童クラブ 船迫児童クラブ 船岡児童クラブ 19年度新設:東船岡児童クラブ)										
40	町営住宅の駐車場使用料創設										
41	幼稚園授業料の見直し										
42	社会教育・体育施設使用料見直し										

7. その他の財源対策(町有財産の活用等)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政効果額(推計)			4	4	204	4	4	4	4	4	4
43	集会所の地区払い下げ 集会所建設の補助金化										
44	土地等遊休資産の売却										
45	職員駐車場 駐車料金のアップ										
46	観光事業・施策の転換 さくらまつり駐車場使用料を創設										
47	公共物、空間への広告掲載										

注) 18年度の財政効果額は基本推計の決算見込み額に反映

主要プラン（19年度実施分）

19年度から実施する財政再建プランについて主なものを説明します。本記以外にも「体育施設（野球場・グラウンド）使用料の見直し」や「さくまつり駐車場の使用料創設」等があります。

項目の末尾に記載している財政効果額は、19年度当初予算編制で算定した想定効果額です。職員人件費、原価償却費等の間接経費を除いています。また、百万円単位での算出としています。

1 給与、報酬等のカット

町長・助役は月額給料25%、教育長は20%のカット。期末手当加算措置停止。（3年間）
職員は月額給料5%カット、期末手当加算措置停止、管理職手当50%カット。（3年間）
議員は月額報酬5%カット、期末手当加算措置停止。（現議員の任期期間中）
非常勤特別職は、原則として報酬の5%カット。（3年間）

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 約2億4,100万円 勸奨退職分及び不補充分の効果額も含む》

2 「菊の祭典」事業休止、観光協会の見直し

今年度限りで「菊の祭典（菊人形まつり・あぶくま沿線友好菊花展・宮城県大菊花展）」は休止します。観光事業としての将来性への懸念と、人件費を含めれば毎年約3千万円ほどの財政支出となり、現在の町財政にとって重荷との判断です。ただし、菊花展については、大きな支出を伴わないことから継続するかどうかを町と菊の会などで検討しています。

《年間の財政効果額 約800万円》

観光協会のあり方や観光事業への取り組み、また町の関わり方を19年度中に見直しを行います。20年度から観光協会への町補助金は廃止となります。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 600万円》

3 老人憩の家「羽山荘」の廃止

施設の老朽化等が著しいため、今年度末で、老人憩の家「羽山荘」を廃止します。廃止に伴い代替施設として、地域福祉センター、地域の集会所、生涯学習センターなどを利用いただくこととなります。激変緩和のため、3カ年、利用料減免や送迎サービスを行います。より身近で地域に密着した場で、世代間交流等を交えながらの地域活動へ、転換を促進します。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 300万円》

4 さくらマラソンの休止

町のPRを兼ねながら町民が楽しむことができるスポーツイベントとして続けてきた事業ですが、開催経費に加え人的な負担が重いこと、また、近年は町内参加者が2割程度にとどまっていることなどを勘案し、財政再建に取り組む期間は休止します。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 100万円》

5 社会福祉協議会、商工会、シルバー人材センター等への補助見直し

公的なサービスを担っていただいている団体ですが、町の財政規模の縮小に伴い、19年度町補助金を削減します。今後、サービスのあり方（役割分担）について検討を行っていきます。

- 社会福祉協議会への職員設置補助金を削減（20％）
- 商工会への補助金を削減（約20％）
- シルバー人材センターへの補助金を削減（約10％）
- その他各種団体への補助金をゼロベースから見直し（約10％）

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 1,300万円》

6 下水道使用料改定《繰出金抑制》

下水道事業の自立安定した経営のために改定するもので、改定内容は次のようになります。

	区分	排出汚水量	現行	改定案	改定率
一般家庭で1カ月20立方メートル使用した場合の比較（消費税及び地方消費税含む） ◇現行使用料 (1,200円+125円×10立方メートル)×1.05 =2,572円 ◇改定後（単価は税込み） 1,543.50円+160.65円×10立方メートル=3,150円 578円の増額で改定率は、22.47%となります。	基本料金	10立方メートルまで	1,200円	1,470円	22.50%
	超過料金 1立方メートルにつき	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	125	153	22.40%
		20立方メートルを超え 50立方メートルまで	145	178	22.76%
		50立方メートルを超え 200立方メートルまで	165	202	22.42%
		200立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	185	227	22.70%
		1,000立方メートルを超えるもの	195	239	22.56%

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 5,200万円》

7 滞納に対する制限措置条例の創設

町税、国民健康保険税の滞納対策として、一部の行政サービス等の制限措置を行います。生命、安全、教育の分野、あるいは法律等において特に規定されている場合を除き、制限可能な行政サービスの範囲を定めています。滞納の防止を図り公平性と町民の信頼を確保するために創設するものです。4月1日から施行となります。

《収納率の低下に歯止めをかけるもので財政効果額は算定しません》

8 幼稚園授業料、児童館の使用料の見直し

幼稚園授業料、児童館使用料を月額5,900円から6,800円に改定します。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 100万円》

9 羽山児童館の廃止（船迫児童館への統合）

19年度から、羽山児童館を廃止し船迫児童館に統合します。船迫児童館は、「子育て支援」の拠点施設として充実を図っていきます。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 100万円》

10 児童クラブ使用料の創設

これまで無料としてきた児童クラブ使用料を19年度から有料化します。月額3,000円。受益者負担の公平化を図るものです。槻木児童クラブ、船迫児童クラブ、船岡児童クラブと19年度新設する東船岡児童クラブが対象となります。

《有料化による財政効果額は250万円程度と計算できますが、新たな児童クラブを開設するため、対前年比では約100万円の経費増》

11 敬老祝金の見直し

これまで、80、88、90、99歳で支給していた敬老祝金について、88歳時の1回のみとし1万円の支給とします。

また、100歳の特別敬老祝金50万円は廃止し、記念品を贈ることとします。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 600万円》

12 住民票、各種証明等の手数料の見直し

住民票、印鑑証明、各種税証明等の発行手数料を改定します。基本手数料300円から350円に。

《19年度当初予算編成時に算定した財政効果額 約200万円》

財政再建プラン実施評価表（推計）

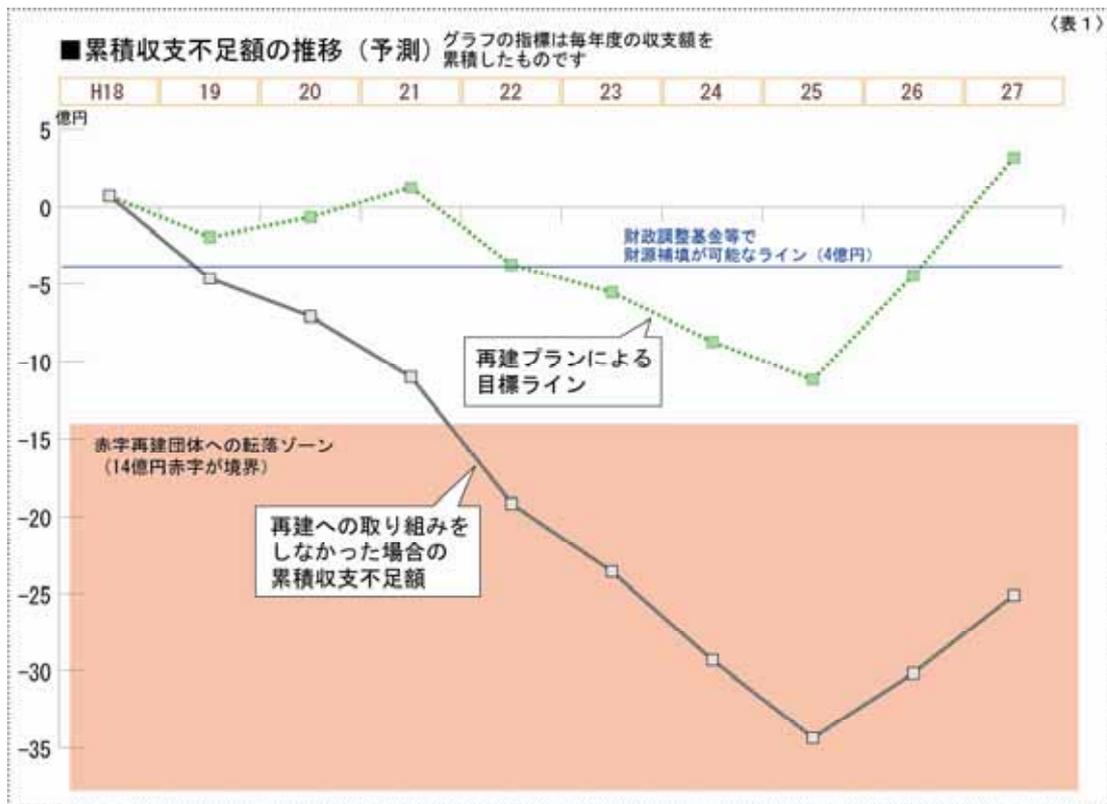
1. 累積収支不足額の推移を予測すると

表1は、再建への取り組みを「した場合」と「しなかった場合」の累積収支不足額の推移を予測したものです。

取り組みをしない場合、19年度から赤字額が累積し、22年度には赤字再建団体への転落ラインを超してしまいます。

再建プランを完全実施すれば、22年度までの5年間で15億円程度の財政効果が期待できることから、財政調整基金を活用することで大きな赤字は免れると推計できます。

ただ、23年からの25年までの3年間は赤字の累積が懸念されますので、再建対策は、随時見直しをしていかなければなりません。



2. 財政再建プラン実施による財政効果額評価

今回、策定した財政再建プランを完全実施することで、22年度までの改善目標は約15億円としています。

単位：百万円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基本推計										
歳入総額	10,927	9,460	9,489	9,391	8,840	8,708	8,594	8,624	8,646	8,535
歳出総額	10,856	9,995	9,735	9,784	9,656	9,147	9,168	9,128	8,226	8,029
収支（差引額）(A)	72	535	246	393	816	440	574	504	420	507

5年計	1,918	591
10年計	2,509	

財政効果額計(B)	269	375	585	318	257	257	257	257	257
1. 人件費の抑制	160	176	173	107	46	46	46	46	46
2. 事務事業の整理合理化	12	14	14	14	14	14	14	14	14
3. 負担金・補助金の見直し	27	45	45	45	45	45	45	45	45
4. 繰出金の抑制	50	50	50	50	50	50	50	50	50
5. 税収の確保	0	0	13	13	13	13	13	13	13
6. 使用料・手数料の見直し	16	86	86	85	85	85	85	85	85
7. その他の財源対策 (町有財産の活用等)	4	4	204	4	4	4	4	4	4

財政再建プランを完全実施した場合

収支（差引額） (A)+(B)	72	266	129	192	498	183	317	247	677	764
実施後5年計	371		694							
実施後10年計	323									

その他の取り組み

「財政再建プラン」は、町の財政状況を再生させることを第一義としていますが、そのためには、自治体構造の変革も大切なことです。財政再建中まっただ中であっても、新生した行財政改革大綱が謳う「健全な財政基盤の確立」「住民が主役となる新たな自治体モデルの創造」「事業執行型官庁から政策立案型官庁への脱皮」「住民との協働によるまちづくり」の4つの基本理念を踏み外すことはできません。

本節では、財政再建プランとして、実施工程47項目以外に取り組みべき内容（継続すべきもの・新規で実施すべきもの）を説明します。

1. 広域事業及び第3セクターの見直し

町が加入する一部事務組合や町が出資する第3セクターについて、町の行財政改革の取組と同様に、効率的な運営を促します。

町の財政運営に大きな影響を与える仙南地域広域行政事務組合や大河原町他1市2町保健医療組合への負担金については、一部事務組合及び構成市町との事前調整を一層密にして、負担額の精査に努めます。負担額の精査に当たっては、財政状況や給与状況に関する情報の提供を求めるなど、効率的な運営の推進を求めています。

また、阿武隈急行株式会社の経営に関し、出資者としてより効率的な運営のための経費節減や将来のあり方を含めた第3セクターの運営についての検討を求めるとともに、事業内容、経営状況、公的支援等について情報公開に努め、透明性の向上を図ります。

2. 協働のまちづくりの推進 (住民や地域団体等と行政の役割の見直し)

これまでの行政運営においては、町民参画の機会が十分とは言えず、行政主導になりがちでしたが、地方分権が進む中において地域福祉やまちづくりなどを推進するには町民と行政とのパートナーシップが必要となります。新しい公共的な課題に対処していくためにも、町民、各種団体、事業者など地域を構成する様々な主体と協力・連携し、それぞれが特性に応じた役割を担い、共通の目的を達成するために力を合わせるまちづくり、「協働のまちづくり」を推進していきます。

今後の行政運営においては、「新しい公共空間」を形成していくという観点から、個人、地域や民間部門ではできない(もしくは非効率な)もののみを行政が行うという「補完性の原理」を踏まえつつ、行政が行う業務の範囲を明確化し、事務事業の継続の必要性をチェックすることとします。

民間部門におけるサービス提供分野の拡大などの状況を踏まえ、民間部門と競合すると認められる分野については、業務委託や指定管理者制度の活用などにより、積極的に民間活力を導入していきます。

実施年度	取組事項【所管課】	内 容	効 果 等
19年度	住民参加のための住民自治基本条例の制定【まちづくり推進課】	まちづくりの理念や基本原則、町民、行政、議会等の役割、責務、ルールを総合的に定める住民自治基本条例を制定します。	公共分野における町と住民等との役割分担のあり方等の考え方を整理し、連携を図っていきます。

継続 推進	協働のまちづくりのシステムづくり【まちづくり推進課】	地域を構成する町民、各種団体、事業者などと行政が、相互の役割と責任を認識して連携を図ります。	それぞれが持つ特性を効果的に活用できるシステムの構築、体制の整備が図られます。
----------	----------------------------	--	---

3．公正で透明な行政運営の推進

本町では、これまで開かれた行政の実現と、町民から信頼される行政運営を目指し、町民に対する説明責任を果たすことが重要であるとの認識のもとに、行政情報は全て町民との共有の財産であるとの基本認識に立ち、積極的な情報公開に努めてきました。

今後はこれまで以上に、町民が町政運営に参画し協働する機会が増え、行政活動の計画・決定・実行のそれぞれの段階（プロセス）において町民に評価・監視していただく場面も増えてきます。その際に町民が判断し、決定できるようにするためには、より多くの情報が必要となってきます。

そこで、情報公開条例などに基づき、これまで以上に情報の提供を積極的に行い、行政運営の公正性、透明性、公開性の向上に努めていくこととします。

実施 年度	取組事項【所管課】	内 容	効 果 等
継続 推進	パブリックコメント制度の充実【まちづくり推進課】	基本的な政策等を策定する際、素案の段階で町民に公表し、提出された意見を考慮して意志決定を行う本制度を充実します。	町民の町政への参画の機会を拡充するとともに、町民に対する説明責任を果たし、町民との協働による公正でより民主的な町政を推進します。
継続 推進	ホームページの充実【まちづくり推進課・企画財政課】	ホームページ上で、いつでも、どこでも必要な情報を得ることができるようになります。	統計資料・財政資料などをホームページ上で取得できるようにします。
継続 推進	審議会等の公募委員の拡大【各課】	行政運営に住民参画を進めるため、審議会等の公募委員の割合を拡大します。	多様な町民の意見が反映されます。
継続 推進	審議会等の女性委員の登用【各課】	多様な意見を反映させるため、審議会等に多くの女性委員を登用します。	目標 平成22年度までに30%に高めます。

4．職員の意識改革と人材育成

多様な行政需要に即応した政策形成能力や社会情勢に対応できる創造的能力を有する意欲ある人材を育成するため、明確な研修目標の下、効果的な各種研修や能力開発のための積極的な支援施策の推進とあわせ、新たな人事評価制度の導入を行います。

実施 年度	取組事項【所管課】	内 容	効 果 等
19 年度	人事評価制度の導入【総務課】	複雑・多様化する行政需要に対し、自発的・意欲的に対応するため、職員の能力や職務の実績などを公平かつ公正に評価する新たな人事評価制度の導入を行います。	平成16年度から平成18年度までは試行的に実施しています。
継続 推進	職員研修の充実と能力開発【総務課】	自主研修・職場研修・派遣研修を柱とした職員研修体制の構築に努めるとともに、職員の意識改革と能力の向上を目的とした職員研修の充実に努めます。	新たな時代に対応した人材の確保が図られます。

5 . 組織・機構の見直し

政策立案型官庁への転換と組織の再編

住民本位の観点から、効率的で効果的な行政運営を図るため、住民に分かりやすい、簡素で合理的な組織再編を目指し、スクラップ・アンド・ビルドを原則に、常に組織・機構の見直しを行い、弾力的・横断的に業務が遂行できるよう努めます。

新たな行政課題や多様化する住民のニーズに的確に対応するため、組織のスリム化に留意して常に見直しを行い、時代に即応した簡素で柔軟かつ合理的な組織の構築を図ります。

また、役場のあり方を、これまでの定められた基準や手続きに基づいて画一的に事務を執行するという「事業執行型官庁」から、地域の課題をくみ取り、政策を企画立案し実行するという「政策立案型官庁」へ変え、真に求められている行政サービスを提供できる、町民のための役場にしていきます。

実施年度	取組事項【所管課】	内 容	効 果 等
継続 推進	組織機構の見直し 【企画財政課】	「新しい行政課題への対応」「スリム化・効率化・フラット化」を勘案しつつ、常に時代にあった組織機構とします。	町民サービス・時代のニーズに適合した組織を創り上げることにより、町民の信頼、町民満足度の向上を図ります。

6 . 行政評価システムの構築

簡素化、効率化による見直し・成果の視点からの見直し

「最少の経費で最良の町民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するため、町民の税金を最大限効果的に活用するという、コスト意識を常に保ちながら、民間企業に負けない厳しいコスト管理と効率化を徹底します。

さらに、行政が直接担うべきサービスの範囲や成果の評価、身の丈にあったサービス水準の検討結果などを踏まえるとともに、行政評価の結果を有効的に活用しながら、常に事務事業の見直しを推進していきます。

また、これまでの予算主義の発想から脱して、事業を実施した結果、どのような成果をあげたのかを重視する決算主義の発想への転換を進め、限られた経営資源を最大限に活用し、町民満足度の向上を図っていくこととします。

実施年度	取組事項【所管課】	内 容	効 果 等
18 年度	事務事業評価の試行実施【企画財政課】	各課が数事務事業の評価を試行実施します。	・評価の考え方を体験し、行政評価に対する職員の意識改革が図られます。 ・本格導入に向けての問題点、課題を整理し、新たな展開への資料とすることができます。
19 年度	事務事業評価の本格導入【企画財政課】	実施計画掲載事務事業の半分程度を評価します。	職員の行政評価に対する政策向上能力が図られるとともに、事務事業の見直しも図られます。
20 ～ 22 年度	行政評価のシステム化の検討【企画財政課】	行政評価制度を総合計画の進行管理、財務管理、定員管理等に活用して、新しいシステムを構築するための調査研究を行います。	行政活動についての必要性、有効性及び効率性等の観点から客観的に判定し、その客観的な判定（評価）を踏まえて、改革・改善に結びつけることができます。

7 . 自立可能な財政構造の構築

国、地方を問わず、一段と財政状況の厳しさが増す中、高度化、多様化する町民要望に適切に対応した行政サービスを提供し、町民満足度を高めていくためには、行政活動の基盤となる財政構造の健全化が最重要課題です。「財政再建プラン」を着実に実施し、経費の節減、債務の軽減、歳入の確保などに取り組み、収支の均衡を目指すとともに経常経費の抑制に努め、財政構造の弾力性を確保しつつ、自立可能な財政構造の構築に向け努力していくこととします。

実施年度	取組事項【所管課】	内 容	効 果 等
継続 推進	町内への企業進出の促進【企画財政課・地域産業振興課】	町内への企業進出を促進します。	企業が新たに進出することで税収増、雇用拡大につながります。
継続 推進	公債費の適正な管理【企画財政課】	毎年の元利償還金の償還額が一定（徐々に減少）になるよう、適正な管理に努めます。	借入れのルールを確立し、毎年の元利償還金の償還額を一定にします。

財政再建プランの推進体制

1．推進体制

「財政再建プラン」の推進に際しては、庁内に組織する「新生しばた行財政改革推進本部」で逐次進行管理を行っていきます。

また、外部組織として、町民の代表者等で組織する「町民懇談会」を設置し、広く町民の意見を聴き、これを反映し行財政改革の推進を図ります。

2．実施状況の公表

財政再建プランに基づく改革の推進期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までとし、定期的の実施状況を広報、ホームページ等により公表していきます。

3．効率的な予算編成システムの構築

財政再建プランの取り組みを着実に実行し効果のあるものにするために、行政施策の根幹事務である予算編成事務について、より効率的な仕組みづくりに取り組みます。町長のトップマネジメントのもとで、事業の見直しや財政健全化の推進など、行財政改革の取り組みを加速させていきます。

公営企業会計(水道事業)中期経営計画

本節では、財政再建プランの財政推計等に記載しなかった、公営企業会計(水道事業)について、財政再建対策に準じ22年までの中期経営計画を説明します。

1. 計画策定趣旨

1) 社会的背景

近年の社会経済情勢、生活様式、形態の変化に伴い、水道水の需要が減少してきている中、経営基盤の強化等に取り組み、より一層の自立性の強化と安定経営に努めます。

2) 事業の現状

- ・水需要の減少
- ・節水意識の浸透と節水型機器の普及

3) 事業の課題

- ・大規模地震の切迫と災害対策等の充実
- ・施設の老朽化に対応する計画的な修繕と更新
- ・顧客ニーズ多様化への対応
- ・財政状況悪化への対応と経営の効率化

2. 事業運営の基本方針

1) 計画の位置付け

安全で安心な水道水の供給

現在、柴田町の水道は、県水受水と自己水(表流水)で供給していますが、より安全で安心な水道水を供給するため、平成18年4月以降、自己水を止め県水の受水だけで事業運営を図ります。サービスの向上(町民=顧客)

「役場は町内最大のサービス産業」と位置づけ、何事も「言われてからやる」のではなく、「言われる前にやる」ことで「後手から先手へ」と職員の意識改革に努めます。

事業経営の安定

アウトソーシングの導入を進め、人員削減、人件費の削減に努めます。

2) 計画策定の期間

平成17年度から22年度まで

3) 事業運営の目標(数値目標)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
有収率の向上	80.0%	85.0%	95.0%	95.0%	95.0%
徴収率の向上	97.8%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%
顧客満足度	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

4) 経営基盤強化への取り組みに係る基本方針

グループ制導入による流動体制の確立

平成 17 年 10 月に導入した現在の体制「グループ制」の一層の充実を図り組織流動性を高めていきます。「組織があって機能がある」のではなく「機能があって組織がある」べきという企業理念を徹底していきます。

ワンストップサービスの実現

窓口の機能充実と内部事務の集約化・一元化を進め、窓口にくるお客様が、1カ所で手続き可能になるようなワンストップサービスの実現を図ります。

アウトソーシングへのチャレンジ

企業会計の安定的経営を目標に、包括的なアウトソーシングに向けて検討を進めます。

3. 事業計画

1) 中期財政収支計画

収益的収支及び資本的収支

(単位：千円)

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収益的 収支	料金	1,184,300	1,177,000	1,177,000	1,177,000	1,176,000
	他会計補助金等					
	人件費	113,700	113,700	113,700	113,700	113,700
	物件費	1,239,500	1,228,000	1,216,700	1,205,100	1,242,400
	経常損益	168,900	164,700	153,400	141,800	180,100
資本的 収支	企業債	71,100	75,000	75,000	75,000	75,000
	他会計補助金等					
	他会計借入金等					
	国補助金					
	県補助金					
	建設改良費	150,700	230,000	230,000	230,000	230,000
企業債償還金等	140,800	144,000	158,900	180,000	194,200	

企業債残高

(単位：千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総額 (うち公的資金)	3,811,800 (2,185,300)	3,742,800 (2,131,000)	3,659,000 (2,069,000)	3,553,900 (1,997,000)	3,434,700 (1,919,500)

2) 中期指標

(単位：千円 %)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収支比率	87.52%	87.73%	88.47%	89.25%	86.72%
不良債務比率					
累積欠損金比率				9.32%	25.09%
繰入金比率					
職員一人当たり営業収益	84	84	84	84	84
事故件数(主に漏水)	70	50	50	40	30
苦情受付件数	200	200	150	100	100

3) 将来需要予測 給水人口上昇伸び率 0.18% (16年度決算値より)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
給水人口(人)	39,483	39,554	39,625	39,696	39,767
年間総給水量(m ³)	5,475,000	5,475,000	5,475,000	5,475,000	5,584,500
1日平均給水量(m ³)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,300

4) 主要施策

施策名	実施時期	内容(理由)
老朽管の布設替事業	平成18年4月～	経年劣化及び耐用年数(主に漏水管)
漏水防止対策事業		漏水による経営の悪化(有収率の減少)
浄水場の効率的運営		浄水部門の運転休止(老朽化に伴う)
鉛管更新事業	平成19年4月～	西船迫住宅団地全戸対象(宅地のみ残存)
災害対策事業		管路の耐震化

5) 設備投資計画

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
老朽管の布設替事業	25,580	50,000	50,000	50,000	50,000
漏水防止対策事業	66,700	50,000	50,000	50,000	50,000
浄水場の効率的運営	33,500				
鉛管更新事業		100,000	100,000	100,000	100,000
災害対策事業		50,000	50,000	50,000	50,000

4. 経営基盤強化への取り組み

1) 経営改革への取り組み

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
組織体制の見直し	実施				
水道料金の改定		検討	検討	検討	実施
未収金の徴収対策	検討	実施			
漏水等対応業務委託	検討	実施			
検針・収納業務の包括的委託			検討	検討	実施
専門徴収員の配置	検討	検討	実施		

2) 人材育成への取り組み

経営スキルや技術水準を高めるための各種研修(水道技術者研修、水道技術管理者資格取得講習会、漏水防止講座、未納料金対策実務研修、水道基礎講座等)を積極的に活用し、また、職場でのOJT体制を整えるなど人材育成に努めます。

5 . 環境保全等への取り組み

自然の恩恵の上に成り立つ水道事業者として、また、公営企業という立場からも、率先して環境保全に取り組みます。水源地である「七ヶ宿ダム」湖畔の清掃活動などに積極的に参加していきます。

6 . 計画達成状況の公表

1) 公表時期

中間報告 平成 20 年 10 月
最終報告 平成 22 年 5 月

2) 公表方法

柴田町情報公開条例（平成 13 年条例第 4 号）及び柴田町情報公開条例施行規則（平成 13 年規則第 3 号）に基づき行っていくこととします。

資料編

1 財政再建プラン策定までの経過	財政再建プラン策定に関連し、18年4度を実施した会議や説明会、懇談会などの開催記録
2 住民懇談会で使用した説明資料	住民懇談会で公表した資料 ・ 普通会計の決算状況及び財政推計 ・ 歳入の決算推移と今後の推計 ・ 歳出の決算推移と今後の推計 ・ 財政状況の分析 ・ 財政再建プラン素案
3 その他の財政再建プラン（庁内の内部プラン）	財政再建プランのうち「22 行政機構・職制等の改善・事務経費の縮減等」を展開

財政再建プラン策定までの経過

年月日	主な会議開催等	備考
平成 18 年		
4 月 1 日	総務課に財政再建担当を設置	財政再建対策監をトップに 4 人でスタート
4 月 17 日	新生しばた行財政改革対策本部	推進体制と今後のスケジュール
4 月 24 日～5 月 15 日	各課等とのヒヤリング	再建プランとして取り組む内容
6 月 5 日	新生しばた行財政改革対策本部	財政推計と再建プランについて
6 月 21 日	新生しばた行財政改革対策本部	財政推計と再建プランについて
6 月 27 日～30 日	各課等とのヒヤリング	再建プランについて
7 月 20 日～25 日	各課等とのヒヤリング	再建プランについて
7 月 24 日	新生しばた行財政改革対策本部	再建プランと職員説明会について
7 月 26 日・27 日	職員説明会	財政推計と再建プランについて
8 月 21 日～25 日	各課等とのヒヤリング	再建プランと効果額について
8 月 29 日	新生しばた行財政改革対策本部	再建プランと効果額について
8 月 31 日・9 月 1 日	職員説明会	再建プランと効果額について
9 月 8 日	議員全員協議会	財政推計と再建プランと効果額について
9 月 21 日～11 月 22 日	議会財政再建調査特別委員会	財政推計と再建プラン(30 プラン)について：10 回開催
10 月 1 日	「広報しばた」で財政再建対策特集	財政状況・推計、再建プランと効果額について
10 月 1 日	新生しばた行財政改革対策本部	町民懇談会の開催について
10 月 10 日	新生しばた行財政改革「町民懇談会」	財政再建計画(案)について
10 月 11 日～11 月 8 日	町民懇談会	財政再建計画(案)について(町内 13 箇所で開催：432 人参加)
11 月 1 日	新生しばた行財政改革対策本部	町民懇談会の状況について
11 月 17 日	新生しばた行財政改革対策本部	議会財政再建調査特別委員会と町民懇談会の状況について
11 月 21 日	行政区長会議	財政再建計画(案)について
12 月 8 日	議会財政再建調査特別委員会から中間報告	財政再建プラン(30)について中間報告
12 月 8 日～15 日	平成 18 年第 4 回定例会	19 年度から実施する再建プランの関連議案等を上程
12 月 22 日	行政区長会議	財政再建計画(案)について
12 月 25 日	新生しばた行財政改革「町民懇談会」	財政再建計画(案)について

年月日	主な会議開催等	備考
平成 19 年		
1 月 1 日	「広報しばた」で財政再建対策特集	財政再建計画（案）、町民懇談会で出された意見等について
1 月 15 日～2 月 5 日	議会財政再建調査特別委員会	再建プラン実施案（17 プラン）について：5 回開催
2 月 14 日～2 月 23 日	各課等とのヒヤリング	再建プラン実施についての担当と時期について最終調整
2 月 26 日	新生しばた行財政改革対策本部	行政機構・職制等の改善、事務経費の縮減等について（40 プラン）
3 月 16 日	議会財政再建調査特別委員会から最終報告	財政再建プラン（47）について最終報告、委員会から 3 再建策案が提案
3 月 26 日	新生しばた行財政改革「町民懇談会」	集中改革プランの改訂と、わかりやすい町の仕事と予算について

財政再建対策

町民懇談会

第 次

- 1 (19:00) 開 会
- 2 あいさつ
柴田町長 滝口 茂
- 3 議 題
「財政再建対策（財政再建プラン）について」
説 明 財政再建対策監 加藤嘉昭
質疑応答
- 4 その他
- 5 (21:00) 閉 会

町職員がみなさんの集いや集合に出向いて、財政再建対策について分かりやすくお話しする「まちづくり出前講座」を実施していきます。

◆日時／平日及び土日の9:00～21:00の時間帯で1講座あたり2時間以内とします。

◆場所／会場は町内とします。お申込み団体でご用意ください。

◆対象／町内に在住、在勤又は在学する10人以上の方で構成された団体、グループなどです。

◆受講料／講師料、教材費は原則として無料です。ただし、材料費等について実費を負担していただくこともあります。

2006/10/11～11/8
柴田町

財政再建対策の概要

(財政再建プラン)

■町の財政の状況

- ・町の全会計を合計すれば300億円を超える地方債(借金)残高
 - ・公債費(借金返済)が25年度まで高水準(17億円程度)
 - ・中長期的な財政見通しでは、22年度までに約19～20億円の財源不足が生ずる見込み
 - ・実質的な経常的な収支が100%を超え危険域に達している
- このまま同様の対策も講じなければ22年度には財政再建団体転落の危機

■財政悪化の要因

- ・長期的視点に立った財政運営が行われてこなかったこと
- ・町税収の落ち込み(H14と17年度の比較では、約3億円の減)
- ・三位一体改革等による地方交付税、国庫や県交付金の減少
- ・H8年度以降の大型投資事業(普通建設事業)による地方債の増大
- ・中核病院への新たな負担金(毎年約4億円)
- ・仙台大学への寄付 H14～23年度で8億2,000万円

■財政再建対策の基本方針

【計画期間】

H18年度から22年度までの5カ年
(財政推計は27年度までの10カ年を見通す)

【目標】

財政再建団体への転落の回避
計画期間内での財政状況の改善(後期H23～27年度は収支均衡状態に)
行政のスリム化・コスト削減

【具体的な取り組み】

投資抑制(新規事業抑制)による地方債残高の圧縮
人件費抑制(職員適正化計画)に示す職員数70人減の早期実現
財政再建プラン47項目の実施と進捗管理

■財政状況改善のためのこれまでの取り組み

財政状況の改善のために、歳出全般にわたる経費削減や事務事業の見直し、前年比マイナスとする予算編成などさまざまな改善に取り組みましたが、財政状況の好転までには至りませんでした。

・緊縮型予算の編成

・経費削減
(4袋給料・職員報酬カット、各種手当の削減、交際費の削減、旅費支給の見直し)

・職員定数の削減
・町舎地の売却
・事務事業、行政機構の見直し
・補助金削減
・地方債借り換えによる負担の平準化

行政、議会、住民が
一体となった
取り組みで

《財政再建プランの構成》

安定した地域経営を可能とする
新たな柴田町の発展のために

- ・施策の転換・事務事業の見直し
- ・職人確保→受益者負担の見直し、使用料手数料の見直し、町有資産の活用
- ・歳出抑制→人件費の抑制、補助制度の見直し

財政破綻回避のための
緊急財源対策

- ・3カ年の給与・報酬カットによる財源確保
- ・土地等遊休資産の売却
- ・新卒職員不補充・勲功退職制度による人件費の抑制

目指すべきものは…

二度とこのような財政状況に陥らないための
行財政運営構造の確立

普通会計
歳出の決算推移と今後の推計

H18以降は推計

Table with columns for fiscal years (H5 to H27) and various expenditure categories (1 人件費, 2 物件費, 3 維持補修費, 4 扶助費, 5 補助費等, 6 投資的経費, 7 公債費, 8 積立金, 9 投資及び出資金, 11 繰出金). Includes a '歳出計' row at the bottom.

19	H19-	公民館（地区館）、改善センター、体育館等の管理委託 ・直営委託または指定管理者制度導入を見据え、H19から臨時職の配置を進める。
20	H20-	勤労青少年ホームの廃止 ・勤労青少年ホーム運営委員会や利用者からは、廃止までの暫定期間として3年間は存続してほしいとの要望があり、18・19・20年度は船岡生涯学習センターから職員が出向くことにも、学習センターでも勤労青少年を対象にした講座を開催し、勤労青少年の学習拠点を船岡生涯学習センター等に移行する。 ・今後は勤労青少年という概念にとらわれないことなど、各生涯学習センターやスポーツ振興室で青少年を対象にした講座開催やサークル育成に取り組む。
21	H19-	車庫業務 ・車両台数、管理事務の見直し
22	H19-	行政機構・職制等の改善・事務経費の縮減等 ・改善による物件費等の削減（期待値を財政効果額として計上）

C 負担金・補助金の見直し【財政効果 389,082千円】

23	H22-	行政区への補助を統合して交付 ・仮称）地域総合補助制度を創設する。
24	H19-	防犯灯・街路灯整備 整備手法の変更（補助制度に） ・防犯灯整備を補助制度とすることで、地域内での必要度が精査され、地域の自主決断のもと優先順位を地域住民が話し合いで決定することが出来る。 ・主要幹線道路、果落幹線道路、商店街等の整備は行政側で整備する。それ以外の生活道路は、地域を明確にした行政区区域図面を示す。 ・補助制度の対象は、新設防犯灯とする。対象は、行政区が設置するもの、電力柱、網管柱に電灯を取り付けた定額灯。電灯の器具は、水銀灯40ワットから100ワット以内で自動点滅器付きのもの。設置間隔は、50メートル以内。電力会社が防犯灯と認定したもの、補助金は設置に要する経費の2分の1以内の額とし、1灯につき7万円を限度とする。（柴田町防犯灯設置費補助金交付要綱で実施する。）
25	H20-	営農事務・事業 ・JAへの業務移管（総合補助）
26	H19-	観光事業・施策の転換 「菊の祭典」事業休止 ・H19年から菊の祭典（菊人形まつり・あぶくま沿線友好菊花展・宮城島大菊花展）は休止する。 ・全日本菊花展と柴田町菊花展については、菊の会が主体になつてH19年以降も開催するかどうか（郷土館や体育館等で開催することも含めて）、会で検討している。
27	H20-	観光事業・施策の転換 観光協会の見直し ・菊の祭典を休止することになれば、観光協会の主たる事業は休止することとなる。協会のあり方や町の開わり方を総会に諮り会員の意見を取り入れながら19年度中に見直しを行う。 ・桜まつり、売店、切手・タバコ販売等で、どの程度の規模（職員数）の観光協会であるべきか（観光協会が必要であるべきかを含めて）を検討する。 ・20年度から町の補助金を廃止する。
28	H19-	各種補助金 ・補助金の必要性や補助額を、再度検証する必要がある。特に補助額については、前年比 %といった手法ではなく、補助する目的や活動の成果、補助金の使われ方に着目し、該団体等と協議の中で決定していくべき。 ・特に柴田町は近隣市町と比較して、補助金行政や人的な支援（事

29	H19-	務高等）を厚くやっけてきた経過があり、「それが当たり前」という風土がある。「自分たちでやれる」とは行政（金・人）に頼らないうる。自分たちでやるとい町民の意識を育むことが重要になる。
30	H19-	社会福祉協議会への補助見直し ・職員設置補助金について、20%の削減 ・地域福祉の状況を踏まえ、役場・協議会の役割分担・機能について検討をする。
31	H19-	敬老祝金の見直し ・敬老祝金については、80歳時の1回のみとし5,000円を支給。 ・100歳の特別敬老祝金 50万円は廃止し、記念品を贈る。
32	H19-	商工会への補助見直し ・商工会への補助削減（20%程度） ・シルバー人材センター補助削減 ・補助金の削減（10%程度）

D 繰出金の抑制【財政効果 450,000千円】

33	H19-	下水道特別会計への繰出金削減 繰出金を6億円ペースに（18年度比で5千万円/年の減）下水道使用料改定による ・1カ月の使用水量20立方メートルの月額使用料を3,150円程度まで引き上げ、20立方メートルの単独比較で、約22.5%のアップとなる。（上下水道使用料として換算すると10～13%程度のアップ） ・大きな改定率となるが、下水道事業を維持するため必要最低限の改定 ・新料金はH19年4月から（6月徴収分から新料金を適用）
----	------	--

E 税収の確保【財政効果 91,000千円】

34	H19-	町税収の確保（収納率の改善） ・滞納に対する制限措置条例の創設 ・収納率の改善
35	H21-	地籍調査事業 ・H21年度から地籍調査面積での課税

F 使用料・手数料の見直し【財政効果 699,134千円】

36	H19-	住民票、各種証明等の手数料の見直し ・住民票、各種証明等の手数料のアップ（約50円のアップ）
37	H20-	ゴミ処理の有料化 ・ゴミ処理の有料化について仙南2市7町の担当者レベルの協議が進んでいる。（20年度からの実施に向け） ・現行@15円のゴミ袋に手数料35円程度を付加し50円程度を想定している。 ・実施になれば、7000万円程度の財政効果が期待できる。また、ゴミ排出量の減が進み（10%）処理負担金の減額も期待できる。
38	H19-	児童館（幼児保育型）の使用料見直し ・児童館使用料を月額6,800円に改定（22年度から順次、児童館廃止・幼保園化）

39	H19-	児童クラブ使用料の創設 ・槻木児童クラブ、船岡児童クラブ、船岡児童クラブと19年度新設する東船岡児童クラブ ・月額3,000円
40	H19-	町営住宅の駐車場使用料創設、有料化 ・H19年4月から1世帯1区画、3,000円（月額）の有料化とする。
41	H19-	幼稚園授業料の見直し ・幼稚園授業料改定。授業料を現行月額5,900円から6,800円に
42	H19-	社会教育・体育施設使用料 ・使用料の見直し（H19年度から使用料100円程度のアップ）

G その他の財源対策【財政効果 233,840千円】

43	H22-	集会所建設の補助金化、地域への移管 ・実施時期は住民自治の進展展開に合わせて（22年度から） ・北船岡（町営住宅隣接）海老沢、四日市場沖、の3カ所については、町主体での整備が必要（老朽化が著しい） ・補助金制度への移行は、起債の償還期間との開けも考慮。集会所の「地域移管」とは分けて考えるべき。 ・19年度以降の推計には建設費を計上していないため実質効果額は算定せず
44	H21	土地等遊休資産の売却 ・地域福祉センター隣接地：2億円程度。国道4号への接合工事が必要 ・その他の土地売却物件：合わせても1億円程度
45	H19-	職員駐車場 ・駐車料金のアップ、現在の1300円から2,500円程度に。
46	H19-	観光事業・施策の転換 ・さくらまつり駐車場使用料を創設。130万円程度の財源が生まれる。さくらまつり運営費として活用可
47	H19-	公共物、空間への広告掲載 ・公共性があることから、広告掲載の取扱いに配慮が必要であり（仮）柴田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱」を整備して進めなければならぬ。 ・広報したた、町ホームページ、窓口封筒・町の封筒等への広告掲載、駅周辺の公共用地や町道周辺の町有地への広告看板設置貸し出し、公共施設への広告看板掲示料等に取り組んでいく。

行政機構・職制等の改善、事務経費の縮減等

取 り 組 む 項 目		改革案として取り組む主な具体的事項	担 当 部 署	H18	H19	H20	H21	H22
A 職員の効率的な活用								
1	嘱託職員・臨時職員の活用、任期付短時間職員の採用(制度化)	保育士等、恒常的に必要な臨時職員のために、任期付短時間職員の採用の制度化、職員再任用の条例化。	総務課	○				
2	外部団体の事務局(職員)見直し	庶務や会計を役場で行っている団体について、順次、団体に移行する。	総務課:全課共通	○				
3	職員提案制度の活用	職員提案制度の活用を図る。	企画財政課					
4	振休・代休・フレックス制度の積極的な活用	振休・代休・フレックス制度のより一層の活用を図る。	総務課:全課共通	○				
5	人事評価制度の効果的な運用	目標面接制度と能力・執務態度評価、勤務評定を連動させながら、昇任や異動、給与に反映する。	総務課:全課共通	○				
6	事務量(仕事)に応じた適正な人員配置	職員削減と整合性を図りながら、職員と臨時職員等の適正な配置計画に取り組む。(仮想)部制の人員配分や、臨時職員や人材派遣の活用について調査研究する。	総務課:全課共通					
7	職員研修の充実	職員研修の充実に取り組む。	総務課	○				
B 組織・機構の見直し								
1	機構とグループ制の再構築	行政機構・グループ制の見直しを行う。	企画財政課:総務課		○			
C 経常経費の削減								
1	例規集の紙ベース廃止(完全電子化)検討	紙ベースの例規集を廃止、完全電子化を検討する。	総務課					
2	保守点検等の一括契約検討	保守点検等の一括契約について検討する。	企画財政課					
3	業務システムの保守点検委託料の見直し	業務システムの保守点検業務委託について精査し、全庁統一した考え方で取り組む。	企画財政課:全課共通					
4	各種業務委託料の見直し	各種業務委託について、自前で(職員で)できるものは自前でという姿勢で、見直す。	企画財政課:全課共通	○				
5	各種使用料の見直し	複写機・印刷機の稼働率調査を行い、統廃合に取り組む。複写機については削減目標数値を示して削減に取り組む。	企画財政課:全課共通					
6	用品会計制度の見直し	用品会計制度の廃止を含め、単価契約等新たな仕組みに取り組む。	企画財政課					
7	旅費の縮減(公用車利用の徹底等)	公用車の活用徹底、県外出張の日当廃止等、旅費の縮減に取り組む。	総務課	○				
8	作業服・雨具・長靴(貸与)の統一(一括購入も含めて)	作業服・雨具・長靴(貸与)を全庁統一する。	総務課					
9	節水・節電・ゴミの徹底分別	節水・節電について目標数値を掲げて全庁で削減に努め、ゴミの徹底分別を図る。	企画財政課:全課共通	○				
10	事務用品や備品の共用化	事務用品や備品の共用化を図る。	企画財政課:全課共通	○				
11	機木事務所の警備委託の廃止検討	機木事務所の土・日等の警備委託を廃止する。	企画財政課					
D 情報公開・住民ニーズの公開								
1	町民の意見・要望の集約(CRM)顧客管理システム	町民の意見・要望を集約し職員や町民が共有できる仕組み作りに取り組む。	まちづくり推進課:全課共通					
2	わかりやすい町の仕事と予算の発行	わかりやすい町の仕事と予算の発行を全庁配布する。	企画財政課:全課共通					
3	バランスシート・行政コスト計算書の公開	バランスシート・行政コスト計算書を作成し公開する。	企画財政課					
E 事務の効率的な行政管理								
1	財務規則・事務決裁規程の見直し	財務規則、事務決裁規程を見直す。財務会計事務の手引きを作成する。	企画財政課		○			
2	文書ファイリング化に向けての計画策定	全庁的に統一した文書ファイリング化に取り組む。	総務課:全課共通					
3	道路行政の一元化検討	町道・農道・林道等の道路整備に関する担当部署の一元化を検討する。	都市建設課:地域産業振興課					
4	業務マニュアル・基準書作成	各種事務事業について必要最小限の業務マニュアル・手順書・基準書作成に取り組む。	企画財政課:全課共通					
5	財務会計システムの効果的な運用・マニュアル作成	新財務会計システムの改良と手引書(操作・機能等)作成に取り組む。	企画財政課					
6	長期継続契約に関する条例制定	長期継続契約に関する条例制定し、契約業務に係る事務の効率化を図る。	企画財政課					
7	行政評価の効率的な運用	極力職員に負担がかからなくて政策・施策・事業に合わせた総合的な評価ができる柴田町に相応しい評価制度に取り組む。	企画財政課	○				
8	電気・水道・電話料の一括支払	事務の効率化のために電気・水道・電話料の一括支払が可能な仕組みづくりに取り組む。	企画財政課:会計課					
9	職員の情報共有化の推進	PSの掲示板・メール・スケジュール、各課の共通フォルダの活用等について取り組む。	企画財政課:全課共通	○				
F その他								
1	休憩室・喫煙室の見直し	休憩時間の廃止に伴い、休憩室・喫煙室の見直しに取り組む。	企画財政課:総務課					
2	職員制服(事務服)の廃止検討	職員制服(事務服)の廃止を検討する。	総務課					
3	入札制度の見直し	一般競争入札を含め入札制度の見直しに取り組む。	企画財政課					
4	管理職手当の見直し	課長等職一律等の管理職手当の見直しに取り組む。	総務課					
5	各種委員会・審議会等の見直し	各種委員会・審議会等の統廃合を含め、機能的・効果的な委員会等になるような見直しに取り組む。	企画財政課:全課共通					
6	各種計画の策定と見直し	既存の各種計画を見直し、職員の手で各施策・事業の実現性や具体性がある計画づくりに取り組む。	企画財政課:全課共通					